

申告の際は、 マイナンバーの 提示が必要です

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成31年度 町・県民税申告書および平成30年分所得税確定申告書の提出の際には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。
必要な本人確認書類は次のとおりです。



マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている方はマイナンバーカードを持ってきてください

マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない方は確認書類①と②を持ってきてください

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要です。

確認書類① マイナンバーの確認書類

例) 通知カード、住民票の写しまたは記載事項証明等

確認書類② マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

※上記以外の写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには2種類以上の書類が必要です。例) 保険証とキャッシュカード等

悪質な架空請求にご注意を！

めざせ！
かしい
消費者

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820(22)2125

山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

「法務省管轄支局」から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という封書が届いたが、心当たりはない。今後、どうしたらよいか。

【対応】

同様の相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられていることや、架空請求であることを伝え、決して相手に連絡をせず、支払いもしないように助言しました。

【ワンポイント講座】

訴訟最終告知のお知らせと称する架空請求は、はがきのほか、最近では、封書を使う手段が横行しています。「法務省管轄支局」と名乗っていますが、法務省とは一切関係ありません。プライバシー保護のため本人から連絡するようにと、書面で強調していますが、絶対に相手に連絡をしたり、支払いをしたりしてはいけません。もし、正式な裁判手続の訴状であれば「特別送達」と記載され、裁判所の名前が入った封書で、郵便職員が直接手渡すことが原則です。

少しでも不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課
☎0820(79)1003